

令和 7 年 11 月 21 日

物流・自動車局貨物流通事業課

違法な「白トラ」への規制が来年 4 月 1 日から強化されます

～「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等を閣議決定～

本年 6 月に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 60 号。以下「改正法」という。）のうち、違法な白トラに係る荷主等への規制や委託次数の制限等に関する規定の施行期日を、令和 8 年 4 月 1 日と定める政令等が、本日閣議決定されました。

1. 背景

改正法の一部の規定については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされているところ、今般、その施行期日を定めるとともに、施行に伴い必要な規定の整備を行います。

2. 概要

(1) 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

改正法のうち下記事項について、令和 8 年 4 月 1 日より施行することとします。

① 違法な白トラの利用に係る荷主等への規制

- 荷主等が、白ナンバーのトラックで有償貨物運送を行う者（以下「違法な白トラ事業者」という。）に運送委託を行った場合に、新たに処罰の対象となります。
- 荷主等が、違法な白トラ事業者に運送を委託している等の疑いがある場合には、国土交通大臣から当該荷主等に要請等を行うことができます。

② 委託次数の制限

- 貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者に対して、再委託の回数を 2 回以内までとする努力義務が課されます。

③ 貨物利用運送事業者への書面交付義務等の準用

- 現行では貨物自動車運送事業者にのみ課されている運送契約締結時の書面交付義務等の規定が、貨物利用運送事業者にも新たに課されます。

(2) 貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令

- (1)③に関する荷主・運送事業者間での調整を電磁的方法で行うための手続に係る規定を、貨物利用運送事業者にも準用します。

3. スケジュール

公 布：令和 7 年 11 月 27 日（木）

施 行：令和 8 年 4 月 1 日（水）

【お問い合わせ先】

物流・自動車局貨物流通事業課 宮浦、佐々木

連絡先：03-5253-8111（内線 41-324）、03-5253-8575（直通）